

# 昭和 29 年の教育二法の制定過程

## ～教育の政治的中立性をめぐる国会論議～

文教科学委員会調査室 とだ ひろし  
戸田 浩史

### 1. はじめに

教育基本法は、第 14 条第 1 項で「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」、第 2 項で「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と定めている<sup>1</sup>。

この「教育基本法」の精神に基き、義務教育諸学校における教育を党派の勢力の不当な影響または支配から守ることを目的として、昭和 29 年に大激論の末、いわゆる教育二法が制定された。教員を教唆せん動して特定の政治教育を行わせることを禁止する「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」及び教員の政治的行為を制限する「教育公務員特例法の一部を改正する法律」である。

教員を含む公務員の政治的活動の制限については、近代憲法に要請される思想・良心の自由、表現の自由、学問の自由等との関係から慎重な対応が求められるのは言うまでもないが、昨今、教育の政治的中立性をめぐる議論が再燃し、教育公務員特例法違反に対し新たに国家公務員並の刑事罰を科すことなどが焦点となっている<sup>2</sup>。

「教育の政治的中立性の問題は実にデリケートな教育の問題であり、デリケートな教育の問題はデリケートに扱われねばならない」<sup>3</sup>が、本稿では、教育二法の成立過程を振り返り、本問題を考える一助としたい。

### 2. 公務員の政治的行為の制限

#### (1) 概要

まず、公務員の政治的行為の制限について概観しておく。本件については、国家公務員と地方公務員の相違、罰則を人事院規則に包括的に規定することの問題点、禁止される政治的行為の範囲、成立時の政治事情等、論点は多岐にわたるが、ここでは教育の政治的中立に関連する点について論ずるにとどめる。

公務員の政治的行為については、一定の制限が課されているが、これは、近代的公務員制度の理念の一つである公務員の政治的中立の確保を目的としており、①全体の奉仕者としての性格、②行政の中立性・安定性の確立、③公務員の政治的影響力からの保護、以上三つの見地から要請される<sup>4</sup>。

国家公務員については、国家公務員法第 102 条及び人事院規則 14-7（政治的行為）により政治的行為の制限が規定されている。地方公務員については、地方公務員法第 36 条により規定されているが、国家公務員は地方公務員に比べ、①政治的行為の制限に地域的限

定がなく全国に及ぶ、②制限される政治的行為の範囲が広い、③違反した場合、同法第 110 条により罰則の適用がある、などの相違がある。

教育公務員の政治的行為の制限については、教育基本法で学校の政治的活動の制限を規定していることなど、特に教育の政治的中立性が求められることから、後述するように昭和 29 年の教育公務員特例法改正により、国立学校の教育公務員の例によるとされたが、罰則規定は適用されなかった。

なお、公職選挙法では、第 136 条の 2 で公務員等がその地位を利用した選挙運動が、第 137 条で教育者の地位を利用した選挙運動が、それぞれ禁止されている。

表 1 公務員の政治的行為の制限

	国家公務員	地方公務員	教育公務員
範囲	地域的限定がなく全国に及ぶ	勤務地など一定地域に限定	国家公務員の例による※
内容	法のほか、人事院規則で詳細かつ広範に定められている	法のほか、条例で定める。条例のない自治体もあり、あっても限定的	国家公務員の例による※
罰則	3 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金	刑事罰の規定無し。懲戒のみ	地方公務員と同じ

※平成 16 年の国立大学法人化に伴い「国立学校の教育公務員の例」から「国家公務員の例」による旨改正。

網掛け部分を国家公務員並にすることが焦点となっている<sup>5</sup>。

(出所) 筆者作成

表 2 党派的政治教育その他政治活動の禁止について

○…適用あり ×…適用なし

項 目	◎：教育二法	学校 段階	公 立	国 立	私 立
○教育基本法第 14 条（旧法第 8 条） 学校が、党派的政治教育その他政治的活動を行うことを禁止		義務 高校 大学	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
◎義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法第 3 条 何人も、教員を構成員とする団体（組合等）を利用して、義務教育諸学校の教員に対し、党派的政治教育を行うよう、教唆・せん動することを禁止		義務 高校 大学	○ × ×	○ × ×	○ × ×
◎教育公務員特例法第 18 条（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限） 公立学校の教育公務員は、国家公務員の例（国公法 102 条、人事院規則 14-7）により、政治的行為を制限		義務 高校 大学	○ ○ ○※	× × ×	× × ×
○公職選挙法第 137 条（教育者の地位利用の選挙運動の禁止） 教育者が、児童生徒・学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることを禁止		義務 高校 大学	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
○公職選挙法第 136 条の 2（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止） 公務員等が、その地位を利用して選挙運動をすることを禁止		義務 高校 大学	○ ○ ○※	× × ×	× × ×

※公立大学法人が設置する大学を除く。

(出所) 田中壮一郎監修『逐条解説改正教育基本法』（第一法規 平成 19 年）172 頁を一部改変。

## （2）公務員法制の沿革

昭和 22 年に制定された国家公務員法においても、公務員の政治的行為は禁止されていたが、罰則規定はなかった。連合国軍総司令部（GHQ）マッカーサー元帥の芦田総理あて書簡に端を発した 23 年の全面改正により、罰則規定が追加されるとともに、禁止される

政治的行為が人事院規則に委任され、翌24年に人事院規則14-7（政治的行為）が定められた<sup>6</sup>。

地方公務員法は、政治情勢等諸般の事情から立法作業が遅れ、25年12月に制定された。政府原案では、職員に対し禁止されている政治的行為を行うよう教唆せん動した者への刑事罰の規定が設けられていたが、違反した職員に刑事罰がないことと比較して適当でないとの理由で参議院の修正で削除された。また、政治的行為の制限を緩和する修正も行われた。国内情勢が落ち着いてきたため政府原案の規制は行き過ぎとの理由による。

公立学校の教職員については、21年4月制定の公立学校官制が適用され、その身分は公立学校の教職員同様純然たる官吏とされた。教育制度改革のため、GHQの要請により内閣に設置された教育刷新委員会は、翌22年4月、国公立学校の教員の「教員身分法案」の立案を建議した。この中では「教員の特殊な身分を考え、官公立学校を通じて、…一般公務員に対する特則を設けること」、「教員はすべて特殊の公務員としての身分を有する」としていた。その後、進行中の全般的な公務員制度の改革との関連から、この建議の方針が変更され、教育職員の職務と責任の特殊性にかんがみ、国立学校の教員は国家公務員法の特例措置として、公立学校の教員は25年に制定予定の地方公務員法の特例措置として、「教育公務員特例法」によって措置する構想に切り替えられた。その結果、本則である地方公務員法より特例法が先行して制定されるという異例の立法形式がとられることとなった。

24年1月、教育公務員特例法が施行されたが、本法には、政治的行為を制限する規定はなく、国公立学校教職員の政治的行為については、それぞれ国家公務員法、地方公務員法の規定によることとされていた。

### 3. 教育二法案提出の経緯

#### (1) 「偏向教育」問題

昭和28年5月の第5次吉田内閣で文部大臣に就任した大達茂雄は、4月の参院選で初当選したばかりであり、予想外の異例の人事であった。吉田総理が日教組対策に同氏の手腕を期待したためとされる。元内務官僚の同氏は省内人事の要所に元内務官僚を配置するなど、日教組に対する対決姿勢を強めていく<sup>7</sup>。

当時、MSA（日米相互防衛援助協定）による日本再軍備問題を背景に、保革の対立が深刻化する中、「山口日記事件」<sup>8</sup>や「京都旭丘中学校事件」<sup>9</sup>などのいわゆる「偏向教育事件」が問題となった。この「偏向教育事件」を受け、文部省は、以下の事務次官通知を各都道府県知事・教育委員会あてに発出した。

#### 「教育の中立性の維持について」（昭和28年7月8日 文初地405）（抄）

- 1 いやしくも、一部の利害関係や、特定の政治的立場等によって、教育が利用され、歪曲されることのないように留意すること。
- 2 多種多様の教材資料中には上記山口県教職員組合編集にかかる「小学生日記」「中学生日記」に見るごとく、往々特定の立場に偏した内容を有し、教材資料として不適当なものもあるようであるから、その取舍選択にあたっては、関係者において特に細心留意すること。
- 3 各所属長は職員の服務につき、常に指導を怠ることなく真面目に勤務が行われるよう適切な監督を行うとともに、いやしくも違反行為のある場合には、その是正について厳正な処置をとり、もって勤務不良の教職員の絶無を期せられたきこと。

## (2) 中央教育審議会答申

昭和 29 年 1 月 18 日、中央教育審議会（会長：亀山直人）は、「教員の政治的中立性維持に関する答申」<sup>10</sup>を決定した。この中では、「ことに高等学校以下の生徒・児童は、…その政治意識においても、正確な判断をするにはいまだ十分に発達をしていないのであるから、教育のいかんによっては、容易に右とも左ともなりうるものである。しかるにかれらに対して、強い指導力・感化力を有する教員が、自己の信奉する特定の政治思想を鼓吹したり、またはその反対の考え方を否認攻撃したりするがごときは、いかなる理由によるも許さるべきことではない。教員の政治的中立性に関する諸問題はすべてこの原則を基本として、解決されなければならない」、「たとえ間接の政治的活動といえども、近来のように教員の組合活動が、政治的団体の活動と、選ぶところがない状態となってきたのでは、いまだ批判力の十分でない高等学校以下の生徒・児童に対する影響は、まことに看過するを得ないものがある」と述べ、結論として、「教員の組織する職員団体およびその連合体が、年少者の純白な政治意識に対し、一方に偏向した政治的指導を与える機会を絶無ならしむるよう適当な措置を講ずべきである。」とし、立法措置を要請している。

なお、本答申に対しては、審議会委員の中からも東京大学学長の矢内原忠雄委員、元文部大臣の天野貞祐委員、同じく前田多門委員が反対したとされる。

後に参議院の公聴会において、答申原案を作成した中教審第 3 特別委員会主査の河原春作は、3 つの反対意見があったとして、「日本教職員組合は平和憲法と教育基本法を最も忠実に実践しているのであるから、こういう答申案を作る必要がない」、「日本教職員組合のやり方には憤懣を禁じ得ないけれども、立法措置をとることはどうかと思う」、「中央教育審議会というものがあるのだから、その具体案を諮問した上でやってもらいたい。その諮問のないうちは反対」との理由であったことを明らかにした<sup>11</sup>。

## (3) 教育二法案要綱

これより先、昭和 28 年 9 月頃より、大達文部大臣の命を受けて、文部省は法案の検討を開始しており、翌 29 年 1 月、要綱を脱稿した。これは、「国公立学校の教育公務員の政治的行為の制限について、国家公務員法又は地方公務員法によることなく、教育公務員特例法において両者に共通する規定を設けること」、「政治的目的をもって政治的行為をなすことの禁止される範囲を明らかにすると同時に、その罰則や懲戒の事由となることを明らかにすること」、「教育公務員の政治的行為の制限に関する地域的限定部分の削除」などを内容としていた。これに対し、法制局・人事院側は、国立学校の教育公務員と一般の国家公務員との間に政治的行為の制限が二種類となること理由付けが困難、人事院規則の再検討までもたらすことなどを理由として難色を示したとされ、調整の結果、2 月 9 日に以下の要綱が、同 16 日に二法案がそれぞれ閣議決定された<sup>12</sup>。

### ○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案要綱

- 第一 何人も、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体又はその連合体の組織を通じ、又は活動を利用し、義務教育諸学校の教育職員に対し、その勤務する義務教育諸学校の児童又は生徒に対し、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）第 8 条第 2 項の規定により禁止される政治教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならないものとする。
- 第二 前項の規定に違反した者について相当の罰則を規定すること。

○教育公務員特例法の一部を改正する法律案要綱

公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、地方公務員法第 36 条の規定※にかかわらず、国立学校の教育公務員の例によるものとする。

※当時地方公務員法第 36 条ただし書は、教育公務員につき、一般の地方公務員法より制限を緩和していた。

#### 4. 教育二法案の国会審議

昭和 29 年 2 月 22 日、「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案」(以下「中確法」という。)及び「教育公務員特例法の一部を改正する法律案」(以下「教特法」という。)の教育二法案が国会に提出された。衆参本会議の趣旨説明・質疑の後、衆議院では、「偏向教育」実情調査のための委員派遣、労働委員会との連合審査会を経て、3 月 26 日修正議決された。参議院では、2 日間の「偏向教育」事例の証人喚問、3 日間の公聴会、地方行政、人事・法務、労働各委員会との連合審査会等が行われた後、5 月 14 日再び修正議決され、衆議院に回付された。同月 29 日、衆議院が回付案に同意し、提出後ほぼ 100 日を経て教育二法は成立した。両院の審議の過程で、中確法は題名を「臨時措置法」と修正され、教特法は原案の罰則規定が削除された。

表 3 教育二法案の審査経過概要 (第 19 回国会 昭和 29 年)

衆議院	参議院
2. 22 国会提出	
2. 24 本会議趣旨説明・質疑。文部委員会付託	2. 24 本会議趣旨説明
2. 26 文部委員会趣旨説明	2. 25 本会議質疑。文部委員会予備付託
3. 1 文部委員会質疑開始 (質疑 3、5、12、15~20)	2. 28~3. 7 委員派遣
3. 3 文部省、文部委員会に「偏向教育」24 事例提出	(1 班青森県・茨城県、2 班山口県・静岡県)
3. 8~10 委員派遣	3. 11 文部委員会趣旨説明 (予備)
(1 班山口県、2 班京都府・岐阜県、3 班青森県・岩手県)	3. 13、16 派遣報告
3. 12 派遣報告	3. 26 文部委員会本付託
3. 13 公聴会 (公述人 9 名)	4. 1 文部委員会質疑開始
3. 15 山口日記調査報告	(質疑 2、6、8、9、15、16、19、21、27、28、30)
3. 17 文部委員会・労働委員会連合審査会	4. 12、13 証人喚問 (偏向教育の事例、証人 30 名)
3. 20 質疑終局議決。本会議文部大臣不信任決議案否決	4. 20 文部委員会・地方行政委員会連合審査会
3. 25 文部委員長不信任動議否決、質疑終局再議決、自由、改進黨、日本自由修正案提出、対修正案質疑	4. 22~24 公聴会 (公述人 12 名)
3. 26 討論、修正議決 本会議対文部委員長質疑、修正議決	4. 26 文部委員会・人事委員会・法務委員会連合審査会
	4. 27 文部委員会・労働委員会連合審査会
	4. 30 質疑終局議決
5. 29 本会議で参議院修正に同意	5. 14 緑風会 3 名修正案提出、討論、修正議決 本会議修正議決、衆議院に回付
6. 3 公布	
6. 13 施行	

(出所) 筆者作成

##### (1) 教育二法案の趣旨

大達文部大臣の趣旨説明によれば、中確法は、「教育基本法」の精神に基き、義務教育諸学校における教育を党派の勢力の不当な影響または支配から守り、もつて義務教育の政治的中立を確保するとともに、これに従事する教育職員の自主性を擁護すること」を目的とし、そのため、「義務教育諸学校の教育職員に対し、児童生徒に対して特定の政党を支持させ又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し又はせん動することを禁止」する。その際、

「特定の政党その他の政治的団体の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的を有すること」、手段として「学校の職員を主たる構成員とする団体又はその団体を主たる構成員とする団体の組織又は活動を利用する」ことが要件となる。違反に対する罰則は、「1年以下の懲役又は3万円以下の罰金」であるが、「学校を所轄する機関の請求をまって論ずること」としており、国立学校であれば附属の大学の学長、公立学校は設置の教育委員会、私立学校は所轄の都道府県知事の請求を起訴の要件としている。

また、教特法については、「教育は、国民全体に直接責任を負って行われるべきものであり、一地方限りの利害に関することではなく、「職員の政治的行為の制限に関しましては、公立学校の教育公務員を国立学校の教育公務員と区別して規制することは適当でない」ため、「教育公務員の職務の特殊性を考慮し、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限につきまして、これを国立学校の教育公務員と同様の取扱いをしようとする」ものとされる<sup>13</sup>。

## (2) 国会審議の論点

国会審議においては、日教組の活動実態や「偏向教育」の事例などが大きく取り上げられたが、法案内容に関する主な論点を衆参本会議の文部委員長報告から見てみると、罰則の対象たる教唆せん動の概念、議会政治・政党政治の下で教育の政治的中立性を守り得るか、教唆せん動を独立犯とした理由、立法により教員が萎縮するおそれ、人事院規則を地方教育公務員に適用することの矛盾、刑事罰適用による一般地方公務員との不平等などの諸点が挙げられる<sup>14</sup>。審議では、政府与党・野党間で真っ向から意見が対立し、平行線をたどることが多かったため、以下では、公聴会における意見を中心に主な論点を取り上げてみたい。

表4 衆参文部委員会公聴会の公述人<sup>15</sup>

<p><b>3. 13 衆議院公聴会 9名</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○私立大学連盟常務理事 板橋 菊松君</li> <li>・読売新聞社編集局教育 部長 金久保通雄君</li> <li>・お茶の水大学学長 蛭山 政道君</li> <li>・群馬県島村小学校校長 齋藤 喜博君</li> <li>・京都大学学長 滝川 幸辰君</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都PTA会長 鹽澤 常信君</li> <li>・信濃教育会副会長 松岡 弘君</li> <li>・日教組中央執行委員長 小林 武君</li> <li>○元文部事務次官 日高第四郎君</li> </ul>	<p><b>4. 22 参議院公聴会 5名</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国立国会図書館専門 調査員 牧野 英一君</li> <li>・立命館大学学長 末川 博君</li> <li>○成城大学学長 山崎 匡輔君</li> <li>・栃木県今市小学校 校長 朝倉 武夫君</li> <li>○東京都杉並高等学校 教諭 伊沢甲子麿君</li> </ul> <p><b>4. 23 参議院公聴会 5名</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝日新聞社顧問 関口 泰君</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○評論家 御手洗辰雄君</li> <li>・東京大学教授 海後 宗臣君</li> <li>○神奈川大学教授 高山 岩男君</li> <li>・東京大学教授 鶴飼 信成君</li> </ul> <p><b>4. 24 参議院公聴会 2名</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中央教育審議会委員 河原 春作君</li> <li>・日本教職員組合中央執行 委員長 小林 武君</li> </ul>
---	---	---	--

○は法案に賛成（条件付を含む）の陳述を行った公述人  
※肩書きは会議録どおり記載した。

## ア 立法の必要性、意義

「偏向教育」事例に見られるような現状については、いずれの公述人も問題ありとしているが、立法措置が必要か、教員の自主性に任せるかで意見が分かれた。この点について、**牧野公述人**は、「我々の体がいつも病気におそわれておるわけでありまして、常に自己調整によってうまく行くのです。併しながら、一定の限度を越えますというと、薬を飲まねばなりません。薬を飲めば必ず副作用というものはつく、…薬を飲む必要があるか、或いは放っておいて、食物を注意するくらいで治るかどうか、こういうことが実際の問題であらう」と比喻している<sup>16</sup>。

**松岡公述人**は、「現行法…において、十分これは取締りができる、…それにもかかわらずなお法律をつくり、あまつさへ刑罰をもつて臨むというようなことをしなくてもよろしい。県教育委員会、地方教育委員会において、十分行き過ぎなり偏向教育は取締り是正せられて行く」と述べた<sup>17</sup>。

**海後公述人**は、「偏向教育事例」は全国から見ればほんの一部に過ぎないとし、「そういう事例をたくさんに挙げるとすることは恐らく不可能に属すると思いますので、こういう事情から、現在はこの政治的中立に関する法律を特に用意しなければならんような事態が全国の小中学校の中に起っておるとは私は判定いたしません」と述べ、「若し教育の実践を捉えて処罰の根拠にするというようなことが各所において行われますならば、国民教育は破壊される」と批判した<sup>18</sup>。

**鹽澤公述人**は、「PTAの役割は、先生方と教育の問題を語り合って、教育を正しい線に持って行くということが大事な仕事」であり、「もしこの中立性を侵されるような教育が行われるといたしましたならば、皆さん方が御心配になる前に、まず私ども父兄が先に立ち上って、この問題を取上げて行くようになる」と、立法化は不要と述べた<sup>19</sup>。

**滝川公述人**は、大学の例を挙げ「大学の教授が自分の政治的見解を教室で宣伝することは卑劣な行為である…、なぜならば学生は講義を…聞くのが義務なんです。批判はしません。批判のない場所で自分の主張を一方的にしやべることは卑劣な行為である…。それは義務教育に従事する人々に対しては強く要求される」とした上で、「しかしながら…ただちに罰則をもつて臨むことがよいか悪いかということは疑問」と述べ、明治時代でさえ、刑罰を科さず懲戒処分にとどめていることを紹介した<sup>20</sup>。

**鵜飼公述人**は、「教唆、せん動は、思想、言論、表現の活動以外のものではあり得ないのでありまして、そこで教唆、せん動を処罰するということは、即ち思想を処罰し、言論を処罰するということにほかならない」、「或る思想を持っておる者が、その思想に他の者も賛成するようにその思想を主張しないでは、思想としては意味をなさない。そこでそれを刑罰を以て取締るということは、即ち刑罰を以て言論の自由、思想の自由を取締るという結果にならざるを得ない」と法案を批判した<sup>21</sup>。

一方、賛成の立場からも、法案に対しては、「悪法というよりは珍しい愚法」(板橋)、「できるだけ早く用をなさなくなることを念願」(山崎)、「法案が出ること自体遺憾至極、世界に対し恥さらし、教員を侮辱する法案」(高山)など、厳しい批判があったものの、教育の現状を考えればやむを得ないとの意見が多かった。

## イ 教員の職務、国家公務員と同等とすることの是非

金久保公述人は、「教育というものは、…直接政府のきめた政策なり法律なりを執行する仕事ではないのでありまして、むしろ逆に現実政治を批判しながら理想を追求して行かなければならない…。同じ公務員という身分でありまして、一般公務と教育の仕事というものはまったく性質が違う…」、「これからの子供は自由な、独立的な、しかも自主的判断を持った子供をつくらなければいけない。そういう子供をつくる教師が、かりに政治活動を極端に制限され、あるいは自由にもものを言えないというような不自由な人間になってしまったら、どうしてそういう自由な独立心のある子供を教育することができるか」と反対理由を述べた<sup>22</sup>。

小林公述人は、「身分規定は地公法ではございますけれども、その行為の内容については国家公務員法の適用を受ける…、どうも法律の立場からそういうようなあいまいな取扱いをしておいて、そうして国家統制に公立学校を持って行くという行き方でないか…、公務たる教育の特殊性という点からいって、教育者には特に政治的な批判力がなければならぬ、…こういうものが欠如しているためにこそ、過去の戦前の日本の教育というものは誤った」と述べた<sup>23</sup>。

私学の側から板橋公述人は、「教員である以上は、国立学校の教員たると公立学校の教員たると、私立学校の教員たるとを問わず、ひとしく教員として…教育的良心があつてしかるべきだと思うのであります。ところが国立学校、公立学校に教育公務員は、私立学校の教員に比べますとその身分は保障せられ、またその生活は公費でまかなわれた俸給その他の特権給付によって、より安定しておるのであります。それだけに国立学校の教員、公立学校の教員は、私立学校の教員と違って政治的に不自由な思いをし、その政治活動を制限されるのは当然過ぎるほど当然」と主張した<sup>24</sup>。

牧野公述人も、「地方公務員を国家公務員と同じように見るのかどうか…、これは教育ということの性質に鑑みての規定であります。教育というものは、やはりこれは国家的に見て行かねばならぬものであると、こう考えますれば、この点だけは国家公務員と同じように扱う、こう言って一向差支えない」と述べた<sup>25</sup>。

## ウ 政治的中立性と政治教育

政治的中立性については、様々な見解が表明された。末川公述人は「中立性ということは、これは実はとりようによつて如何様にもとれるのです。今日のように世界が二つに割れたり、いろいろな考え方があつたりする世の中に中立ということはある得ない…。だから中立性を主張するという、或いは中立性を維持するという自身自身がすでに政治的な性格を持っておいて中立じゃないということも言えるのです。こういう法案を出すこと自身がすでに中立性を欠いておるといふような見方さえある」、「教育というものはやはり教育者を信頼してやらなくちゃいけない、教育者を先生方を信頼しないで、先生方を脅かして、先生方をおどかしてそうしてやっちはいけない。」と述べている<sup>26</sup>。

牧野公述人は、「中立性ということはないといふような御懸念の御議論がありました、これは時計の振子のようなものでございまして、…それが一定の限度を超えるといふと時



計の用はいたしません。…各自が意見を持っておる以上はおのずから保守的な考え、おのずから進歩的な考えがあるでしょうけれども、併しながら時計の運転がやはり時をあやまたず動いて行くようにその中立を守る…、中立というものをそんなに窮屈にお考えになる必要はない。要するに教育家は健全なる良識によって…父兄からして子弟を預けられた、それに失望をさせないように期待に副うように教育をするということをこの法律は望んでおります…、これによってやはり時計が動くように右でも左でも動いて行くというふうになさるべきであって、時計を壊してしまうようなことをなすつちやいかん」と述べたが<sup>27</sup>、後に文部省の法案起草者は巧みな比喩と記している<sup>28</sup>。

**蠟山公述人**は、「中立という問題はあらゆる場合において政策上の問題である…。それを制度的に改めますのには、消極的に規定する以外にないのじゃないか。しかるにこの中立法案によりますと、それに触れるところのものは権利の問題である。権利の問題は曖昧模糊たることを許さない。罪刑法定主義というものができましたのは、できるだけ罪については明確な規定を要する。…権利の問題であるがゆえに明確を欲するのであります」と中立性と刑罰を結び付けることを批判した<sup>29</sup>。

**高山公述人**は、「教育作用そのものは政治の政党性から中立でなければならん、自由でなければならん。併し教員自身は政治的関心を持たねばならん、これを如何に教育の場において調合するか、統一するか、これが教員に課せられた大きな課題である…。つまり政党政治の党派性という政治的関心をいわば括弧の中に括り入れる、そうして教壇の上では中性化する、ニュートラライズする、こういうことが行われることによって初めて教育作用の政治的中立性が行われる」、「どうしても括弧の中に入れるという中性化の作用ができないというならば、この人は教員としては不適格であると申すよりほかない」と論じた<sup>30</sup>。

一方、**鵜飼公述人**は、「政治的中立を教育にあつては確保しなければならないということは、教育を受けた児童が特定の政党を支持することになってはいけないという意味を持つてはいないと思う…、政治教育というものは、必ず政治的な意識を持った者が、自分の正しい判断に基いて、自分が或る特定の政党を支持するというそういうことができるようにならなければ、政治教育の意味をなさない」、「政治から離れるということによって、教育の政治的中立性が得られるかのように見える、又たとえ立法する場合には、そういうことが意図されておらないとしても、現実にはこういう法律が成立することによって、教育者が政治問題に触れることを恐れて、結局教育の中に正しい政治的判断をする力が養われないような、そういう無気力な教育になってしまう虞れがある。教育公務員というものは一般公務員と違って政治的な問題について十分な関心を持ち、政治的な問題というものを取上げる責務がある、これが民主主義の要求である」と政治教育の必要性を論じている<sup>31</sup>。

小学校校長である**朝倉公述人**は、法案の「通過を喜ぶ者は、この法案の提出者と、最も卑屈な一部の教員だと私は思います。なぜ卑屈な一部の教員が喜ぶかと申しますと、選挙運動をしないで済むからです。…選挙運動を日教組の幹部や県教組の幹部にさせられるとっておる…」と述べ、「児童の生活環境をよくするには、何と云っても政治の力が第一でございます。そこで、教育振興の熱意に燃える人物を国会に送りたいというのに、それがどうして禁じられなければならないのでしょうか」と政治活動の正当性を主張した<sup>32</sup>。

## エ 教育行政の中立

小林公述人は、「教育委員会の精神がどうも没却されまして、文部省の末端機関になるというような傾向が多分に現われて来る…、監視機関としての地方教育委員会を、強化育成するという考え方が…この法律案の中にあるので、私どもはきわめて危険であるというふうを考える」、「日本の過去の教育を調べてみますと、政治中立の確保に対して教師がじゃましたということはあまりないのであります。政府にあまり奉仕したために、日本の教育を誤った、…国家も教師もともに中立性というものは守って行かなければならない。ところが今度の法律改正に至りましては、特に教師だけを指摘いたしまして、政府、国家における教育政策、教育行政の面に関するものに対して何ら触れられておらないというのは、過去の体験からいたしましても、これはすこぶる危険性を持っている」と批判した<sup>33</sup>。

参議院の連合審査会において、大達文部大臣は、教育の中立と教育行政の中立を峻別し、「政党政治である限り、それぞれ政局を担当する政党が、国家のため最も必要であると考えられる政策を推進することは当然でありまして、文教政策もまたその一環にすぎない。従ってこれが政局を担当する政党の考え方によって推進せられることは当然であって、いわゆる教育の中立性ということは別個の問題」とし、「教育行政の中立性はない」と述べた<sup>34</sup>。

これに対し、質疑者は「教育の政治的中立は、やはり教育行政の政治的中立の裏打ちがなければ…守れない」と反論している。

当時、本法案の問題点を詳細に分析した早稲田大学教授の有倉遼吉は、「教育内容と教育行政とは形影相俤うものであって、これを切り離すことはできない」、したがって教育の中立は「教育内容の政治的中立とともに、教育行政の政治的中立を意味するものでなければならぬ」とし、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接責任を負って行われるべきである」との旧教育基本法第10条を受けた教育委員会制度設置の趣旨や中確法において処罰請求権を教育委員会、学長、都道府県知事に与えていることなどを挙げ、これらの措置は、教育に対する捜査機関の関与をできるだけ抑制しようとする趣旨とともに、文部省など国の行政機関による教育への介入を避ける意味をも含むものと解している<sup>35</sup>。

### (3) 衆議院修正の趣旨

昭和29年3月25日、衆議院文部委員会において、自由党、改進黨、日本自由党から修正案が提出され、修正議決された。その趣旨は、以下のとおりである。

中確法については、

- ①法律の題名を臨時措置法とし、その効力を当分の間とした。法案に対する世論が分かれているので、その動向を考慮して暫定法とし、将来検討の余地を残した。
- ②第3条第2項の表現が難解で、運用の実際において誤るおそれがあるため、これを第1項にとりまとめ（「反対させるための教育」下線部を挿入）明確化した（(5)参照）。
- ③周知期間を考慮し、施行期日を公布の日から公布後10日とした。

教特法については、

- ①教育公務員の政治的行為の制限に関する改正規定を当分の間適用されるものとした。

②施行期日について、中確法修正案③と同様。

#### (4) 参議院修正の趣旨

昭和29年5月14日、参議院文部委員会において、緑風会の文部委員3名から修正案が提出された。提案理由説明によれば、「新憲法下教育基本法の下にいわゆる新しい教育が行われ来たったのでありますが、…十分に新教育の精神が理解されず、又教育基本法に定めますところの各条項の精神が生かされておらない」、「教育界の現状は遺憾ながら教員諸君の幼いものに施しております教育自体に、これは誠に発達段階に適応しない不適當な点がある」との現状認識を示した上で、「これへの偏向は何によって是正をさるべきかと申しまするに、私は何よりも第一に、それらの個々の教員諸君並びにそれらの諸君を以て組織せられたる団体の反省自肅にこれを求めたいのであります。…併しながら反省と自肅のみによっては足りない。そこで他律的な或いは他動的な制約を加えてこれの目的を達するということではありますが、これは言わずともこの憲法の基本的人権に最も関係の深いことから申しましても、又反省に求める精神から言って必要な最小限度にこの制約をする、又罰則をつけるということが私は至当である」、「できるだけ教育界の内部、教育行政の手によってこれを矯正する…教育界内部でやり、教育行政の手でこれを直すことを、どうして考えられないか。これが特例法におきましてはこの刑罰を行政罰といたすゆえんであります。次に国家公務員法並びに同法に基く人事院規則等も極めてあいまいな点があることから…特例法におきましては、原案の刑罰規定を削除して、行政罰によることとした」と述べた。中確法については、「拡張解釈の虞れある字句は排除すべき」と、「ための」を削除する必要性を述べた<sup>36</sup>。

教育二法案は、同日の文部委員会、続いて参議院本会議において修正議決され（中確法：賛成122、反対116、教特法：賛成123、反対115）、衆議院に回付された後、同月29日の衆議院本会議において、参議院修正のとおり成立した。

#### (5) 「反対させるための教育」と「反対させる教育」の相違

以下、繰り返しになるが、最大の焦点となった中確法第3条の経過を振り返る。政府原案では、旧教育基本法第8条第2項の条文（主語が「学校」である点が異なる。）をほぼそのまま踏襲していたが、同項のように「…ための教育」とすると不当に拡大解釈される可能性があるため、「させる教育」とした上で、逆に狭く解釈されないよう第2項を注意的に追加したという経緯がある。しかし衆議院段階で、第2項があるとかえって分かりにくいとされ、第1項を「ための教育」に戻して、第2項の趣旨を含ませ、第2項を全文削除する修正が行われた。しかし、参議院段階で、再度拡大解釈の懸念が指摘され、「ための」を削除する形に戻す再修正がなされ、結局、政府原案から第2項を削除する形で成立した<sup>37</sup>。

この点について、原案賛成派からは、具体的政党名を挙げるような明確な行為がないと事実上適用できなくなったとの批判がある一方、牧野公述人が指摘したように「ための」の有無は、法適用上同じことだとの意見もある<sup>38</sup>。

教育二法成立後、文部省は、昭和 29 年 6 月 9 日付けの次官通知（文初地第 325 号）を發出した。これによると「特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育」とは、「児童・生徒を特定の政党等を支持し又はこれに反対する行動に駆り立てるような教育が含まれることはもちろんであるが、その程度にまで至らないでも、児童・生徒の意識を特定の政党等の支持又は反対に固まらせるような教育は、これに該当する。単に、特定の政党を支持、反対させる結果をもたらす可能性があるとか、それに役立つとかいう程度では該当しないが、必ずしも政党等の名称を明示して行う教育には限らず、暗黙のうちに児童・生徒に特定の政党等を推知させるという方法をとる場合にも、該当する場合がある。」としている<sup>39</sup>（下線筆者）。

表 5 教育二法の政府原案及び衆参両院における主な修正概要の比較表

	政府原案	衆議院修正	参議院修正
中 確 法	(題名) 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律	(題名) 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法	(題名) 左に同じ
	第 3 条 何人も…教育職員に対し、…児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又は…反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。	第 3 条 何人も…教育職員に対し、…児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又は…反対させるための教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。	第 3 条 政府原案に同じ (ためのを削除)
	2 前項の特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育には、 <u>良識ある公民たるに必要な政治的教養を与えるに必要な限度をこえて、特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足りる教育を含むものとする。</u>	2 削除	2 左に同じ
	(附則) この法律は公布の日から施行する。	(附則) この法律は公布の日から起算して 10 日を経過した日から施行し、 <u>当分の間効力を有する。</u>	(附則) 左に同じ
教 特 法	第 21 条の 3 (公立学校の教育公務員の政治的行為の制限等)	第 21 条の 3 左に同じ	第 21 条の 3 (公立学校の教育公務員の政治的行為の制限)
	公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、地方公務員法第 36 条の規定にかかわらず、国立学校の教育公務員の例による。	公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、 <u>当分の間</u> 、地方公務員法第 36 条の規定にかかわらず、国立学校の教育公務員の例による。	左に同じ
	2 前項の規定により、その例によるものとされる <u>国家公務員法第 102 条第 1 項に規定する政治的行為の制限に違反した者は、同法第 110 条第 1 項の例によるものとする。</u>	2 左に同じ	2 前項の規定は、 <u>政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法第 110 条第 1 項の例による趣旨を含むものと解してはならない。</u>
	(附則) この法律は公布の日から施行する。	(附則) この法律は公布の日から起算して 10 日を経過した日から施行する。	(附則) 左に同じ

(出所) 筆者作成

## (6) 参議院修正の背景

参議院の再修正に当たっては、参議院の院内会派である緑風会が中心的な役割を果たした。その背景については、①参議院修正は世論の支持を受けており、衆議院が3分の2の再議決で覆すのに無理があると考えられていた反面、法案成立阻止を狙った社会党を譲歩させ修正に同意させる内容であったこと、②自由党は、衆議院では多数派（464議席中227議席）であったが、参議院では多数派ではなく（249議席中95議席）、党議拘束により衆議院の決定を押し付けることができなかったこと、③緑風会の存在（参議院の過半数形成に必要なキャスティングボートの保持（49議席）、閣僚を出していないという内閣との距離、緑風会出身の参議院議長（河井彌八）、緑風会所属議員の性格（一人一党主義））などが指摘されている<sup>40</sup>。

## 5. 教育二法成立後の経過

旧教育基本法の制定に大きな役割を果たした田中耕太郎は、昭和36年の著書で、教育二法の役割について、政治的中立を確保する必要性を世間に周知する以上の効果は期待できないとした上で、「事態の改善は一片の取締法規で以て達成できるものではなく、教育者の使命の自覚と真の教育に対する情熱によるほかはない。この自覚と情熱が大多数の教育者に不十分であることが、わが教育界に明治以来今日まで引き続いて巣喰っていた病弊の主たる原因である。本法第1条は教育職員の自主性の擁護をかかげているが、自主性は法律によって擁護される前に自らの識見と勇気で以て確立することが教育者の在り方であることを忘れてはならない。」と記した<sup>41</sup>。

教育二法が「暫定法」として成立以来、半世紀以上が経過したが、この間、中確法の適用事例は一件もない。政府原案は国会審議の過程で「骨抜き」にされたため、制定と同時に事実上封印されたとする評価がある一方、法律の存在自体が教員に対する萎縮効果をもたらしたとの指摘もある。そのような萎縮効果があったのか、単に対象事例がなかったのか、仮にあったとしても起訴請求者の側に躊躇があったためか、いずれにせよ検証は困難であろう<sup>42</sup>。

教特法については、毎年、文部科学省が、教育職員の懲戒処分に係る処分状況を公表しているが<sup>43</sup>、法令違反に関する処分理由の分類項目に「政治的行為」がなかったため、本法の適用件数は不明であった。平成9年度以降、「政治的行為」（「公職選挙法違反」及び「教特法違反」）が分類項目に追加されたため、適用件数が以下のとおり明らかとなった。件数が比較的多い17年には今回と同様、教特法改正が議論となったことがある<sup>44</sup>。

表6 教育職員に係る懲戒処分等の状況（政治的行為）

年度 理由	平成9		10		11		12		13		14		15		16		17	
	懲戒	訓告	懲戒	訓告	懲戒	訓告	懲戒	訓告	懲戒	訓告	懲戒	訓告	懲戒	訓告	懲戒	訓告	懲戒	訓告
公選法	0	0	1	2	0	0	0	3	0	1	0	0	3	0	1	0	0	0
教特法	0	0	0	1	0	0	2	1	0	1	0	2	0	4	0	0	1	2

※平成18年度から20年度はいずれも0件

（出所）文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」

『教育委員会月報』（第一法規 毎年12月号、22年のみ1月号）より作成

## 6. おわりに

平成 16 年の国立大学法人化により、国立学校の教員は非公務員となり、教特法の政治的行為の制限は適用除外とされ、本法は公立学校の教員のみが適用を受けることとなった。

また、18 年の教育基本法改正により、「教員は全体の奉仕者」との規定<sup>45</sup>、及び「教育は、…国民全体に対し直接責任を負って行われるべき」との規定が削除された<sup>46</sup>。

教育二法の提案理由では、「教育は、国民全体に直接責任を負って行われるべきものであり、一地方限りの利害に関することではない」として、政治的行為の制限に関し、公立学校の教育公務員を国立学校の教員公務員と同様とした<sup>47</sup>経緯がある。

「暫定法」として成立した教育二法の施行後半世紀の経過を踏まえ、落ち着いた環境の下で、政治教育及び教育の政治的中立性の重要性を再認識するとともに、公務員法制が全面的に見直される中、教育二法の成立過程における国会論議を振り返りつつ、地方公務員、公立学校教員、国家公務員それぞれで制限される政治的行為の内容と、違反に対する罰則の関係を再整理する時期に来ているのではないだろうか。

### 【参考文献】

斎藤正『政治的中立の確保に関する教育二法律の解説』（三啓社 昭和 29 年）

有倉遼吉ほか「教育二立法・秘密保護法」『別冊法律時報』（日本評論社 1954 年）

木田宏監修『証言戦後の文教政策』（第一法規 昭和 62 年）

---

<sup>1</sup> 平成 18 年の本法改正前は第 8 条に規定されていたが、第 2 項は同文、第 1 項も以下のようにほぼ同趣旨「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。」（下線は改正部分）

<sup>2</sup> 第 174 回国会衆議院予算委員会議録第 18 号 11 頁（平 22. 3. 1）、同国会では、衆議院に「教育公務員特例法の一部を改正する法律案」（衆第 4 号）が提出されている。

<sup>3</sup> 市川昭午『教育行政の理論と構造』（教育開発研究所 昭 50 年）103 頁、同旨尾高朝雄「教育の政治的中立性」『ジュリスト』（有斐閣 1954. 3. 15）34 頁以下

<sup>4</sup> 橋本勇『新版逐条地方公務員法』（学陽書房 平 14 年）586 頁以下

<sup>5</sup> 注 2 参照

<sup>6</sup> この間の経緯については、浅井清『新版国家公務員法精義』（学陽書房 昭 48 年）420 頁以下参照

<sup>7</sup> 読売新聞戦後史班編『教育のあゆみ』（読売新聞社 1982 年）428 頁以下

<sup>8</sup> 山口県教職員組合編集の小・中学生日記の欄外記事が偏向しているとして県教委が使用を禁止・回収した事件

<sup>9</sup> 昭和 28 年、京都市立旭丘中学校で親の有志が偏向教育を指摘し校長に改善を申し入れ、市教委が定期異動で同校の 3 教諭の転任を発令したところ、拒否された。市教委が同校を休業し補習授業を計画したが、学校に立てこもった教諭らが自主授業を行い分裂授業となった事件

<sup>10</sup> 文部科学省 HP 〈[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/12/chuuou/toushin/540101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/540101.htm)）

<sup>11</sup> 第 19 回国会参議院文部委員会会議録第 29 号 9 頁（昭 29. 4. 24）

<sup>12</sup> 鈴木英一『教育行政《戦後日本の教育改革第 3 巻》』（東京大学出版会 1970 年）390～395 頁

<sup>13</sup> 第 19 回国会衆議院文部委員会議録第 9 号 2、3 頁（昭 29. 2. 26）

<sup>14</sup> 第 19 回国会衆議院本会議録第 27 号 360 頁以下（昭 29. 3. 26）、同参議院本会議録第 46 号 928 頁以下（昭 29. 5. 14）

<sup>15</sup> 主な公述人の背景を以下に記す。板橋：ジャーナリスト、関西大教授、蠟山：行政学者、滝川：刑法学者、滝川事件で京都帝大を退官、松岡：信濃教育会は明治初期より続く長野県の教育職能団体、小林：昭和 37 年参議院議員（当選 2 回、社会党）、牧野：元東京帝大名誉教授、専門は刑事法、末川：民法学者、滝川事件で京都帝大を依願免官、山崎：元文部事務次官、伊沢：貴族院議員伊沢多喜男は大叔父、関口：朝日新聞政治部長、戦後文部省社会教育局長、横浜市大学長、御手洗：東京新聞論説委員長、海後：教育学者、高山：京

都学派の哲学者、鶴飼：憲法・行政法学者、河原：大妻女子大学長、元文部事務次官

- 16 第19回国会参議院文部委員会会議録第26号15頁(昭29.4.22)
- 17 第19回国会参議院文部委員会公聴会議録第1号20頁(昭29.3.13)
- 18 第19回国会参議院文部委員会会議録第27号16頁(昭29.4.23)
- 19 第19回国会衆議院文部委員会公聴会議録第1号20頁(昭29.3.13)
- 20 第19回国会衆議院文部委員会公聴会議録第1号18頁(昭29.3.13)
- 21 第19回国会参議院文部委員会会議録第27号23頁(昭29.4.23)
- 22 第19回国会衆議院文部委員会公聴会議録第1号3頁(昭29.3.13)
- 23 第19回国会衆議院文部委員会公聴会議録第1号23頁(昭29.3.13)
- 24 第19回国会衆議院文部委員会公聴会議録第1号2頁(昭29.3.13)
- 25 第19回国会参議院文部委員会会議録第26号15頁(昭29.4.22)
- 26 第19回国会参議院文部委員会会議録第26号10頁(昭29.4.22)
- 27 第19回国会参議院文部委員会会議録第26号12頁(昭29.4.22)
- 28 斎藤正「3中確法」木田宏監修『証言戦後の文教政策』(第一法規 昭62年)267頁
- 29 第19回国会衆議院文部委員会公聴会議録第1号17頁(昭29.3.13)
- 30 第19回国会参議院文部委員会会議録第27号20頁(昭29.4.23)
- 31 第19回国会参議院文部委員会会議録第27号23頁(昭29.4.23)
- 32 第19回国会参議院文部委員会会議録第26号20,21頁(昭29.4.22)
- 33 第19回国会衆議院文部委員会公聴会議録第1号23頁(昭29.3.13)
- 34 第19回国会衆議院文部委員会労働委員会連合審査会議録第1号18頁(昭29.3.17)
- 35 有倉遼吉ほか「教育二立法・秘密保護法」『別冊法律時報』(日本評論社 1954年)72~75頁
- 36 第19回国会参議院文部委員会会議録第33号1頁以下(昭29.5.14)
- 37 斎藤正「3中確法」木田宏監修『証言戦後の文教政策』(第一法規 昭62年)274頁
- 38 第19回国会参議院文部委員会会議録第26号17頁(昭29.4.22)
- 39 文部科学省HP (<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/t19540609001/t19540609001.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19540609001/t19540609001.html)>)
- 40 前田英昭『国会の立法活動』(信山社 1999年)233~235頁
- 41 田中耕太郎『教育基本法の理論』(有斐閣 昭36年)621、622頁
- 42 斎藤正「3中確法」木田宏監修『証言戦後の文教政策』(第一法規 昭62年)278頁、坂田仰「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」『季刊教育法』(第110号 1997.6)65頁
- 43 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」『教育委員会月報』(第一法規 毎年12月号、22年のみ1月号)
- 44 第163回国会参議院予算委員会会議録第1号35頁(平17.10.4)35頁
- 45 旧法第6条第2項「…教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。…」→新法第9条第1項「…教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」文科省は、本改正により教員の職務の公共性自体に変更はないと答弁している(第165回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会会議録第7号27頁(平18.11.6))。
- 46 旧法第10条第1項「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し、直接に責任を負って行われるべきものである。」→新法第16条第1項「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、…」
- 47 注13参照